

雇用保険事務手続きは、便利な電子申請をご利用ください！（24時間、365日いつでも申請可能）

《事業主の皆様へ》

4月・5月の雇用保険事務手続き に関するお願い

平素から、雇用保険関係業務につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、例年4月・5月は、雇用保険に関する届出が1年を通じて最も多い時期のため大変混雑いたします。
つきましては、皆様方のお待ちいただく時間を最小限とし効率的な事務処理を行うため、当該期間中は下記のとおり取り扱いとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 受付時間について

8時30分～16時00分までです。（令和2年1月より、電子申請の利用促進を図る取組を加速するため、ハローワークにおいても雇用保険適用窓口の受付を16時までとし、**16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしました。**）

4月上旬から中旬にかけては窓口が混み合うことが予想されます。

特に混雑が予想される日：4月1日～5日、8日～12日

2 電話による問い合わせについて

雇用保険事務手続きに関するお問い合わせにつきましては、急を要する内容以外は、できる限り**午後4時以降**にお願いいたします。

3 離職証明書等の取扱いについて

(1) 資格喪失届・離職証明書

最優先して事務処理を行い、即日処理いたします。（件数によってはお預かりすることがあります。）

(2) 資格取得届等

資格取得届・転勤届等の届出書類につきましては、単独で20件以上ある場合には基本的にお預かりすることとし、事務処理終了後、当所からご連絡致しますので書類をご来所の上お受け取り下さい。

* 書類をお預かりする場合には、『預かり書』をお渡しいたします。

**ハローワークでは電子申請のご利用をお勧めしております。
電子申請なら 24時間・365日申請可能、窓口に来所いただく手間や待ち時間もかかりません。この機会に、是非、便利な電子申請をご利用ください。**